

2018年12月

お客さま各位

外国送金取引についてのお願い

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
 近年、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性がますます高まり日本および国際社会が取り組むべき課題となっております。
 こうした中、当行では、対策を適切に実施するため、お客さまとの外国送金取引に際して下記の事項をお願いしております。
 お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

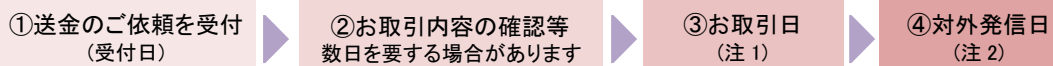
記

- I. 外国送金取引のお取り扱い、当行とお取引のあるお客さまに限らせていただきます。また、あらかじめご予約の外国送金取引について[事前確認を実施させていただいております](#)。くわしくはお取引店へお問い合わせください。
- II. 事前確認完了後、外国送金のお手続きの際は、次の事項をお願いしております。

1. 外国に送金するお取引

- (1) 当行の預金口座の取引履歴から送金原資が確認できない場合（他の金融機関から送金原資を振込した場合など）は、売上金・給与等が入金されている他行通帳の写しなど、送金原資が確認できる資料のご提示をお願いいたします。
- (2) 現金（持参された現金および送金ご依頼日の直前に現金で預金口座に入金された資金）による外国送金は、資料による送金原資の確認が困難なため、原則として、取り扱っておりません。
- (3) 送金の目的・受取人とのご関係など、お取引内容についてのご説明や、お取引内容を確認できる資料（契約書、請求書、輸入許可書、インボイスなど）のご提示をお願いいたします。
- (4) 送金のお手続きには時間がかかります。お取引内容の確認等のため、数日を要する場合がありますので、ご了承ください。

○お手続きの流れ



(注1) 為替相場は、受付日ではなく、お取引内容の確認等終了後、お取引日の当行所定の電信売相場を適用します。
 (注2) 送金の対外発信日は、原則、お取引日の翌営業日となります。

- (5) 当行からの依頼にご協力いただけない場合や、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、お取引内容によっては、送金のお手続きをお断りさせていただくことがありますので、ご了承ください。

2. 外国からの送金を受け取るお取引

- (1) 送金の目的・依頼人とのご関係など、お取引内容についてのご説明や、お取引内容を確認できる資料（契約書、輸出許可書、船積書類など）、受け取った資金の国内における用途（不動産購入・会社設立・学費など）を確認できる資料のご提示をお願いいたします。
- (2) ご入金のお手続きには時間がかかります。お取引内容の確認等のため、ご入金まで数日を要する場合がありますので、ご了承ください。なお、為替相場は入金日の当行所定の電信買相場を適用します。
- (3) 当行からの依頼にご協力いただけない場合や、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、お取引内容によっては、ご入金のお手続きをお断りさせていただくことがありますので、ご了承ください。

以上